

削るな!!いのち

生活保護費の削減を強行した国を相手た、全国各地の保護利用者がたたかう「いのちのとりで裁判」。東京地裁で係争中の同種裁判は、年内に結審する見込みで、大詰めを迎えています。原告らは、保護費が減り困窮する生活実態を訴えています。(小酒井自由)

年内結審へ

「おぼろげな境界です」原告側団長の神馬幸徳(じんま・こうとく)さん(29)は10月16日、東京地裁の口頭弁論で、そう陳述しました。

保護費が減るたびに食費を減らし、衣服の購入を控え、「生活実態を正確にきた」と訴えます。いま、食事は1日200円、「1日1000円」以下にまで抑えられている。衣服は支援者から贈って持ち出し、「それが」破れた時だけ安い服を買います。「熱中症が心配な猛暑時もエアコンがつかないため、エアコンは使用しません。テレビは持っていない」。

生活保護削減違憲訴訟 東京大詰め

最大10%
自公政権は、2013〜15年にかけて段階的に保護費を最大10%も削減しました。原告は違憲・違法だなどとして、その処分を取り消しを求めています。厚生労働省は、08〜11年にかけて物価が下落したことを理由に保護利用者の可処分所得が増えたとして、その是正として保護費のうち食糧などに充てる生活扶助費を総額670億円も削減しました。



原告側団長の口頭弁論後であった被告側代表で発言する神馬幸徳さん(右) 10月16日、東京地裁の審理中

持っていないテレビなど値下がり支給額押し下げ

の電子製品の値下がりが大きかった時期を設定し、指数を割り出しています。それが物価下落率を大きくしました。他方、同時期のシャカイモやタマネギなどの食料品は値上がりしており、原告側は、この指数は保護利用者の消費実態とかけ離れていると訴えています。神馬さんは「『テレビ』で生活が楽になった実感など全くありません」と訴えました。

広く影響

弁護団事務局長の田所豊平弁護士は「保護費の額の『ものさし』となる生活保護費は、最低賃金や就労援助など47の諸制度の基礎になります。社会福祉制度以外にも広く影響が及ぶものです。国の在り方を決めるものだと書いている。引き下げは許すことができない」と話します。

神馬さんは、裁判支援を呼びかけた街頭宣伝で、保護利用しているシングルマザーから、ハッシュンが怖くて協力はできないが「応援している」とききよめられたと打ち明けます。神馬さんは、強調します。「費を上げるのができない生活保護利用者がたくさんいる。そういう人たちの声を聞くと、この裁判に絶対勝たなければならぬ」と感じています。